

横須賀市森林整備計画

計画期間

自	平成30年（2018年）4月1日
至	平成40年（2028年）3月31日

神奈川県

横須賀市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林の整備に関する事項	2
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	2
1	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	2
2	樹種別の立木の標準伐期齢	3
3	その他必要な事項	3
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	5
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	6
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	6
5	その他必要な事項	6
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2	保育の種類別の標準的な方法	9
3	その他間伐及び保育の基準	10
4	その他必要な事項	10
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	11
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	11
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	11
3	その他必要な事項	12

Ⅲ	森林施業の合理化に関する事項	13
第1	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	13
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	13
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	13
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第2	森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	13
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4	その他必要な事項	13
第3	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
第4	その他必要な事項	14
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	14
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	14
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	14
4	その他必要な事項	14
Ⅳ	森林の保護に関する事項	15
第1	鳥獣害の防止に関する事項	15
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	15
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	15
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	15
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	15
3	林野火災の予防の方法	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	15
5	その他必要な事項	15
Ⅴ	森林の保健機能の増進に関する事項	16
Ⅵ	その他森林の整備のために必要な事項	17
第1	森林経営計画の作成に関する事項	17
第2	生活環境の整備に関する事項	17
第3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	17
第4	森林の総合利用の推進に関する事項	17
第5	住民参加による森林の整備に関する事項	17
第6	その他必要な事項	17

付属資料：横須賀市森林整備計画概要図

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は神奈川県南東三浦半島のほぼ中央に位置し、東は東京湾、西は相模湾にそれぞれ面しており、南北およそ15.8km、東西およそ15.5kmで、東京から50km、横浜から20kmの圏内にある。また、地形は標高100～200m程度の起伏の多い丘陵、山地からなっており、海洋性の温暖な気象条件に恵まれている。

市域面積は10,083ha、そのうち地域森林計画の対象となる森林は2,035.53haであり、風致地区が大半を占めている。

本計画においては、森林の効果的活用が重要な課題であることと位置付け、自然環境と調和した都市の形成を目指し、公益的機能を有する骨格となるみどりをまもり、育成を図りつつ、横須賀市基本構想に沿った考えを導入した「横須賀市森林整備計画」を策定することとする。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

神奈川県では、地域森林計画で定める森林整備の考え方及び本市の自然的・社会的条件を踏まえ、本市の森林全域を「身近なみどりを継承し再生するゾーン」と区分している。そこで、本市としては、本市の森林全域を市民の生活環境保全を重視した資源とすることを目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備にあたっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と諸機能間との関係付けを考慮し、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図る。

本市では、住宅地と近接している成熟した森林に対する計画的な維持管理が課題となっており、また、地域住民の森林に対する関心度も高いことから、公益的機能の発揮に充分留意して森林施業の推進を図るものとする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県・市・森林所有者間で相互に連絡を密にして、地域の里山の保全等を含む森林施業の共同化、担い手の育成等を計画的に推進するよう努める。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

○皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては小面積かつ分散的に行うものとし、伐採面積は2ha以下を標準とし、やむを得ない場合にあっては20haを限度とする。

○択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

ただし、法令等により施業が制限されている森林については、当該法令等の定めを遵守して行うこととする。

（1）単層林施業

単層林における主伐は、林地の保全に配慮し、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐によることとし、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹林帯を設置すること。

主伐の時期は、短伐期単層林については、原則として標準伐期齢に達した時期以降に、また、長伐期単層林については、標準伐期齢のおおむね2倍にあたる林齢以降に行うこととし、多様な木材需要への対応、地域の森林構成等を踏まえ、伐期の多様化や長期化を積極的に図りつつ、生産目標に応じた林齢で伐採すること。

伐採跡地については、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

（2）巨木林施業

巨木林における主伐は、下層植生の豊富な林齢100年生以上の針葉樹林を目標とすることを踏まえ、林地の保全に配慮して、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこと。伐採跡地については、適確な更新を図るため、適地適木を旨として気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽すること。

（3）複層林施業

複層林における上層木の主伐は、下層木の保護及び更新の時期、方法に留意して慎重に行うこととし、主伐の時期は、おおむね単層林に準じる。

(4) 混交林施業

混交林における針葉樹の抜き伐りは、針葉樹単層林を樹種構成が多様で階層構造が発達した針広混交林へ誘導することを主眼としていることを踏まえ、林地の保全、野生生物との共存等に配慮しつつ、天然下種更新の促進や、植栽する広葉樹苗木の生育のために必要な空間を確保するために行うものとし、森林の状況や自然条件等を勘案して、単木、帯状、群状などの種類を選択すること。

(5) 広葉樹林施業

広葉樹林における主伐は、樹種構成が多様で階層構造が発達し、安定した活力ある広葉樹林を目標とすることを踏まえ、択伐又は小面積かつ分散的な皆伐を行うこととし、林地の保全、野生生物との共存、天然下種更新又は萌芽更新の促進等に配慮して慎重に行うこと。

2 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	40年	45年	35年	50年	10年	20年

(注) 標準伐期齢は立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるもので、当該林齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

3 その他必要な事項

なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種
スギ、ヒノキ、マツ、コナラ、ケヤキ、ミズキ、その他自然条件に適した郷土樹種及び品種

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、林業普及員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	中仕立て	3,500	
ヒノキ	中仕立て	3,500	

- (注) 1. 複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数から下層木以外の立木の樹冠占有面積率に応じた本数を減じた本数以上を植栽する。
2. 標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性のある箇所については、生木棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	4月～6月中旬までに行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して5年以内とする。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	クヌギ、コナラ、その他高木性の在来種	
萌芽による更新が可能な樹種	同上	

(注) 上記以外の樹種を植栽しようとする場合には、林業普及員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、次に示す天然更新の対象樹種の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新するものとし、必要に応じて天然更新補助作業を実施するものとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数 (本/ha)
天然更新の対象樹種 全て	10,000

天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表掻き起し	天然下種更新を行う際に、種子の発芽・生育を促すため林床植物を除去するとともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し表土(A層)を露出させる。
刈出し	稚樹の生長を促すため、稚樹を被圧するササ等の下層植生を刈り払う。ササ等の状況や立地条件に応じて全刈り、筋刈り、坪刈り等により行う。
受光伐	稚樹等の生育を促すため、林内の光環境の改善を目的とした上層木の伐採や枝払い等を行う。
植込み	稚樹等の立木密度が低い場合や部分的に空間が生じた場合で、更新の完了が困難と認められる箇所に補助的に植栽する。気象・土壌条件や植栽する苗木の特性に応じて適切な時期に行う。
芽掻き	萌芽更新を行う際に、一つの株から多数発生した萌芽のうち、余分なものを摘み取る。

イ その他天然更新の方法

天然更新の完了に関しては、保安林等で天然更新完了について別に定めがあるものを除き、次の①、②を満たしている場合を更新が完了した状態とする。

① 天然更新の対象樹種のうち、樹高が2 m（※周辺の草丈（対象樹種の生存、生長を阻害する競合植物（ササ、低木、シダ類、高茎草本等）の高さ））以上のものがha当たり3,000本以上の密度で生育している状態であること。

② ①の状態を満たす場合であっても、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には、適切な防除方策を実施していること。

なお、上記の条件を満たすことが困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおりとする。

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は10,000本/haとする。

5 その他必要な事項

なし

第3 間伐を実施すべき標準的林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

単層林施業及び巨木林施業における間伐を実施すべき標準的な方法は、次に示す実施林齢及び回数を基本とし、現地の自然条件、社会的条件等を踏まえ、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐材の選定方法を定め実施する。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢

樹種	間伐実施齢級・回数														備考	
	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	X I	X II	X III…X IX	X X		
スギ				←————→			3回									短伐期
				←————→										5回		長伐期
				←————→												7回
ヒノキ				←————→			3回									短伐期
				←————→										5回		長伐期
				←————→												6回

(注) 齢級とは、林齢を5年ごとに括ったもので、ローマ数字で表記する。

(2) 間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢					標準的な方法	備考
		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回		
スギ	3,500	15年	22年	30年	42年	55年	① 開始時期 樹冠がうっ閉し主 林木相互間に競争 が生じ始めた時期 とする。 ② 間伐率 各回とも20～30% の率で林分により 調整し、実施す る。 ③ 間伐木の選定 均一な林分が構成 されるよう配慮し て行う。 ④ 回数 植栽本数・生産目 標等により、時期・ 回数・間伐率を調整 する。	
ヒノ キ	3,500	18年	25年	35年	47年	60年	スギの①～④に準 ずる。	

(3) 標準的な間伐の間隔

樹種	標準伐期齢未満	標準伐期齢以上
スギ	8年	13年
ヒノキ	9年	13年

2 保育の種類別の標準的な方法

単層林及び巨木林における保育の標準的な方法は、次に示す実施齢級及び回数を基本とするが、現地の自然条件、社会的条件等を踏まえた、時期、回数、作業方法により実施する。

(1) 保育を実施すべき標準的な林齢

保育の種類	樹種	保育実施齢級・回数													備考	
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	XIII		
下刈	スギ	←→		7～9回												
	ヒノキ	←→		7～9回												
つる切	スギ	←→		1～2回												
	ヒノキ	←→		1～2回												
除伐	スギ		←→		1回											
	ヒノキ		←→		1回											
枝打	スギ	←→		3～4回												短伐期
		←→		4回以降必要に応じて実施												長伐期 巨木林
	ヒノキ	←→		3～4回												短伐期
		←→		4回以降必要に応じて実施												長伐期 巨木林

(注) 齢級とは、林齢を5年ごとに括ったもので、ローマ数字で表記する。

(2) 保育を実施すべき標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢			標準的な方法
		初回	2回	3回	
下刈	スギ ヒノキ	7年生までに年1回 (雑草木の状態によっては2年目、3年目には2回刈りを行う)			下刈は、造林木が雑草木より抜き出るまでに行い、その回数は、植栽した年から7年間に7～9回とする。 下刈の時期は、造林木が雑草木により被圧される前で年1回の場合は、7月頃、年2回の場合は6月と8月に行う。 必要に応じてつる切りを併せて行う。
除伐	スギ	10年			除伐は、下刈終了後造林木が閉鎖状態になった時に、造林木の生育に支障となるかん木類やつる類を除去する。また、あわせて造林木で成木の見込みのない不良木を除去する。
	ヒノキ	10年			
枝打	スギ	9年	13年	17年	枝打は、最下枝の直径が7～8cmになった時に実施する。枝打は丁寧に幹を傷つけないよう、また、枯れ枝を残さないように仕上げる。
	ヒノキ	11年	15年	19年	

3 その他間伐及び保育の基準

(1) 間伐

なし

(2) 下刈

なし

(3) つる切り

なし

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知することとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1により定める。

イ 森林施業の方法

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2により定める。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	50年	55年	45年	60年	20年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①から③までに掲げる森林の区域を別表1により定める。

①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

イ 森林施業の方法

アの①から③までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ コナラ	その他 広葉樹
本市全域	80年	90年	70年	100年	20年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1により定める。

(2) 森林施業の方法

別表2により定める。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	本市全域	2,035.53
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		該当なし	
長伐期施業を推進すべき森林		該当なし	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	本市全域	2,035.53
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

3 その他必要な事項

なし

Ⅲ 森林施業の合理化に関する事項

第1 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林の経営規模の拡大については、効率的かつ安定的な森林整備を推進するため、受委託等による集約的な施業の受委託等を推進していくこととする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の保育等各種事業の受委託の拡大を図りつつ、地域一体となった施業への参加を呼び掛けていく。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託等を実施する場合は、多彩な森林づくりや高度な技術を要する森林施業に対応するため、技術水準の向上を推進し、林業事業体の雇用管理や経営の合理化を留意して実施するものとする。

4 その他必要な事項

なし

第2 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

施業の共同化のために、森林所有者間の合意形成に努める。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当なし

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、年次別の実施計画に基づき、施業は可能な限り共同で行うか、林業事業者等への共同委託により行い、代表者等により進行管理を行うよう、留意するものとする。

4 その他必要な事項

なし

第3 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

第4 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林所有者に対して自家所有森林に対する関心の向上及び、森林施業に対する正しい知識の普及に努める。

また、ボランティア団体等が行う森林保全活動及び林業活動の普及啓発を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

該当なし

4 その他必要な事項

なし

IV 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
区域を定めない

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火事の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

野生動物との共生を考慮し、その行動範囲に配慮した樹木保護対策に努める。

3 林野火災の予防の方法

市の広報を活用した山火事予防の意識の高揚・啓発を行い、森林火災の未然防止を基本にした対策を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

(2) その他

なし

V 森林の保健機能の増進に関する事項

該当なし

VI その他森林の整備のために必要な事項

第1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

- 1 IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- 2 IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- 3 IIIの第1の3の、森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及び、IIIの第2の3の、共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 IVの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

第2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林がもたらす多面的機能は人々の生活に潤いと安らぎをもたらすので、有限なる環境資源である森林と共生していくためには、市民、森林所有者、企業、行政が次世代に継承するような、いきいきとした交流、自発的に参加する「市民への憩いの場」としての創出・活用に努める。

第4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林は身近な自然や自然とのふれあいの場として、また、環境教育や教育活動の場として利用していくことが求められている。それらに応えるために、今後は市民とともに森林の利活用について検討し、多くの人々が参加する交流の場や自然体験の場としての森林づくりに努める。

第5 住民参加による森林の整備に関する事項

市民の森林に対する理解が得られるよう、ボランティア団体などの活動を紹介し、団体への情報提供等を行う。

第6 その他必要な事項

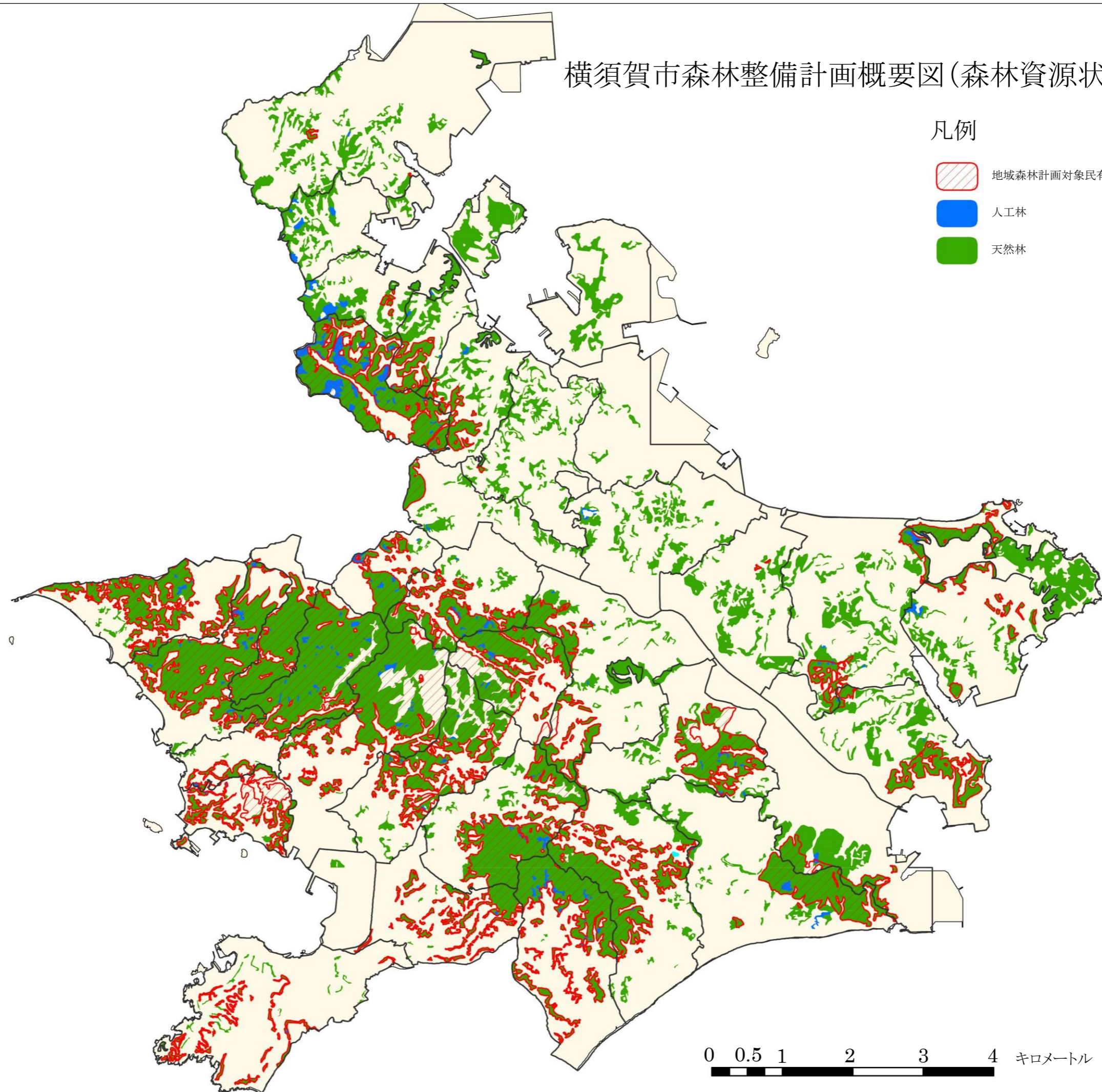
保安林・風致地区・自然環境保全地域・近郊緑地保全区域等、森林の伐採について規制のある区域については、これらの制限に従って施業を実施する。

附属資料：横須賀市森林整備計画概要図

横須賀市森林整備計画概要図(森林資源状況)

凡例

-  地域森林計画対象民有林
-  人工林
-  天然林



0 0.5 1 2 3 4 キロメートル



1:55,000